

令和  
5年度

# 季節労働者のみなさんへ

## 帯広・南十勝通年雇用促進協議会をご利用ください。

帯広・南十勝通年雇用促進協議会では、帯広市、中札内村、更別村、大樹町、広尾町にお住いの季節労働者（短期雇用特例被保険者として雇用保険をかけているか、かけていた）の方々の通年雇用化を促進するため「通年雇用促進支援事業」を実施しています。



事業を利用できるのは、**帯広市、中札内村、更別村、大樹町、広尾町**に住民登録のある**季節労働者**の方です。事業の利用には、下記の**確認書類**が必要です。

01

### 季節労働者の要件

(いずれかに該当する方)

現在、短期雇用特例被保険者として雇用されている方

現在離職しており、前職が短期雇用特例被保険者であった方

現在離職しており、前職の離職に係る雇用保険が一般被保険者であったが、受給資格はなく、かつ、前々職が短期雇用特例被保険者であった方

02

### 確認事項

(運転免許証・印鑑の他に下記書類が必要です)

- 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(被保険者通知用)雇用保険被保険者証(被保険者種類が「3」の方)
- 雇用保険特例受給資格者証もしくは離職票1と離職票2(離職日が令和4年4月1日以降であり、被保険者種類が「3」の方)
- 前職の離職票1と離職票2
- 前々職の雇用保険特例受給資格者証もしくは離職票1と離職票2(前々職の離職日が令和4年4月1日以降であり、被保険者種類が「3」の方)

**お申込み  
お問合せ**

## 帯広・南十勝通年雇用促進協議会

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1 帯広市役所7階商業労働課内

**TEL/FAX 0155-24-9000**<https://minamitokachi-tuunen.jp>

■ 平日8:45~17:30 (土日祝、12/29~1/3はお休みです。)